

井川中学校 いじめ防止基本方針

I. 基本的な考え方

いじめは「人として決して許されない行為」であり、学校は「いじめはどの子どもにも起こりうるものである」という認識に立ち、市、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となって、いじめの防止、早期発見・早期解決に取り組まなければならない。生徒の尊厳を保持することを目的とし、いじめ問題の克服に向け、本校の実情に応じた対策を総合的かつ効果的に推進する。

II. いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法総則第二条による）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

いじめの具体的態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

III. いじめの防止等の対策に関する基本理念

「いじめ防止対策推進法」及び「徳島県いじめ防止等のための基本的な方針」、そして「三好市いじめ防止基本方針」の趣旨に則り、いじめ問題解決のために以下の基本理念に基づき取り組む。

1. すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
2. すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解できるようにする。
3. いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭、その他の関係者が連携して、いじめ問題の克服を目指して取り組むようにする。

IV. いじめ防止対策組織

(1)名称：校内いじめ防止対策委員会

(2)構成員：校長、教頭、教務主任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員等から構成する。必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

カー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を加える。

(3) **役割**: 井川中学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施及び検証、修正を行い実効性のあるいじめ防止対策を講じる。いじめが発覚あるいは重大事態等が発生したときには、本組織を母体として対応する。学校評価において、いじめ防止のための取り組み状況を評価項目として位置づけ、本委員会でその結果を検証する。

(4) **開催**: 月1回定期的に開催する。また、いじめの事案発生時には速やかに開催する。

V. いじめの防止等に関する中学校の重点目標と具体的な取り組み

1. いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるとの認識のもと、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、いじめを生まない土壌を作るため、関係者が一体となった継続的な取組を行う。

● 全教育活動を通じた道徳教育・人権教育の充実

道徳教育や人権教育及び体験活動の充実を図り、生徒の社会性を育むとともに、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、互いの人格を尊重する態度を養う。生徒が円滑に他者と心の通じ合うコミュニケーションを図る能力を育てる。

● 生徒一人一人が生きる教育活動と効果的な学習活動の実践

授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にし、生徒が前向きに学校生活を送れるようにする。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いや対人スキルを身につけさせる。すべての生徒に活躍の機会を提供し、感謝される、頼りにされる、役に立つ、認められるといった自己有用感を高めるよう努める。

● 生徒自らがいじめについて学び、取り組む（生徒会活動の活性化）

生徒自身がいじめ問題について学び、いじめ問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。「いじめ防止委員会」の活動を通して、生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、解決に向けて主体的に取り組む、いじめのないより良い学校づくりをしようとする積極的な態度と実践力を養う。

● 情報モラル教育の充実

「スマホ・ネット安全教室」を実施する。情報モラル教育を推進し、インターネットを通じて行われるいじめに対処するため、情報モラル教育の充実を図る。インターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害であり、刑法上、民事上の処罰を受ける可能性があることを理解させるためのネットリテラシー教育の充実を図る。保護者に対しても、インターネット上の危険性やフィルタリングの利用促進等について、広報や啓発に取り組む。

● 開かれた学校づくりの推進（保護者や地域、校区内小学校との連携）

家庭や地域、小学校との連携を密にし、開かれた学校づくりを推進するため、学校だより・学年だよりや学校ホームページを積極的に活用し情報発信に努める。また、校区内小学校との連携を推進する。地域活動にも積極的に参加し、開かれた学校づくりの推進に努め、地域との連携を深める。

● 教職員の資質向上と共通理解の徹底

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全員による共通理解を図る。教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払い、生徒一人一人に寄り添い、問題行動の未然防止に向けて、よりきめ細かな指導・支援に努める。いじめは人間として絶対に許されないとの雰囲気学校全体に醸成する。

- **特定の配慮が必要な生徒への組織的支援**

日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- **小学校・中学校、中学校・高等学校との円滑な接続**

中学校に入学する生徒に関する丁寧な引継ぎや、不安感を取り除く取組等、小学校と中学校及び中学校と高等学校の円滑な接続を図り、いじめや不登校等の問題行動の未然防止に努める。

2. いじめの早期発見

いじめは発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して問題が複雑になり、解決が困難になる。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力をつくす。

- **日常のきめ細やかな観察と情報共有**

生徒の些細な変化や危険信号を見逃さないよう日常のきめ細やかな観察に努め、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。些細な事象であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりを持つ。

- **相談体制の整備と相談窓口の周知**

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者にあらゆる機会を通していじめについての課題等を啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくる。年度当初に計画を立てた1人1台端末等を活用した定期的なアンケート調査、個人面談、定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、相談担当窓口や相談室等の利用について広く周知する。夜間・休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みを相談できるよう、「24時間子供SOSダイヤル」や「いじめホットライン」等、子どもの相談窓口について、学校や家庭に周知する。

- **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用**

全生徒を対象とした「ちょこっと面談」を実施し、スクールカウンセラーによる相談体制の充実を図る。スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを学校いじめ対策組織の構成員とするとともに、そのことを生徒及び保護者に積極的に周知する取組を進める。教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築する。

3. いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、組織的な対応を行う。

- **迅速かつ組織的な初期対応**

いじめの発見や通報を受けた教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに管理職、いじめ防止対策委員会と情報を共有するとともに、速やかな事情聴取等を行い、いじめの事実の有無の確認を行う。学校長はいじめの事実確認の結果について教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

- **いじめを受けた生徒の安全確保と心のケア**

いじめを受けた生徒や保護者に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ること等を伝え、不安の除去に努める。事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。心のケアを行うとともに状況に応じて医療機関等とも連携して継続的な支援を行う。

- **いじめを行った生徒への適切な指導**

いじめを行った生徒の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめを行った生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全に配慮する。健全な人格の発達を促すため、必要に応じて専門的見地からの分析・助言等を踏まえ指導を行う。いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう教育的配慮の下、特別の指導計画による指導とともに、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。保護者に対しては、正確に情報を伝えて理解を得るよう努力する。

- **見て見ぬふりをしない生徒の育成といじめに加担した生徒への指導**

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。また、周りの生徒の行動や考え方がいじめの防止や深刻化を防ぐことをくり返し啓発する。

- **警察・関係機関との連携**

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについて、事前に保護者に対して周知し理解を求める。インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除を求める措置をとる。また、必要に応じて法務局の協力を求める。警察や青少年育成センター等との情報共有体制を構築し、緊密な連携のもと生徒のいじめ問題行動への対応を図る。

- **いじめの解消判断基準の明確化と継続的な見守り**

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- いじめに係る行為が止んでいること（その期間は、少なくとも3か月間を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに、長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校いじめ対策組織の判断で、より長期な期間を設定することができる）。
- いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと（校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対して面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する）。これらの要件が満たされ、「解消している」状態であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く見守る。

VI. より実効性の高い取り組みのための措置

- **PDCA サイクルによる検証と改善**

校内の取り組みが機能しているかを校内いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCA（Plan＝計画、Do＝実行、Check＝評価、Action＝改善）サイクルで検証を行う。

- **教職員研修の充実**

いじめについての生徒指導上の諸問題に関する校内研修（事例研究やロールプレイ等）を充実させ、組織的かつ迅速な対応の方策を確認し、全ての教職員の共通理解を図る。

VII. 重大事態への対処

重大事態の意味を理解し、適切に対処する。

● 重大事態の意味

「いじめ防止対策推進法第28条第1項」において、次に掲げる場合をいじめの重大事態としている。

- いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害があると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

● 重大事態発生時の迅速な報告と連携

重大事態が発生した場合には、学校は直ちに教育委員会に報告する。

● 教育委員会・調査委員会との協力

教育委員会が設置する「調査委員会」による調査に協力する。その際、学校に設置している「校内いじめ防止対策委員会」と連携して調査を行う。

● 事実関係の説明と支援

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。その際、生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に行う。いじめを受けた生徒やその保護者に対して、心のケアを行うとともに状況に応じて医療機関等とも連携して継続的な支援を行う。いじめを行った生徒やその保護者に対して、必要な指導・助言を行うとともに、状況に応じて警察や児童相談所等とも連携して対処する。

VIII. その他

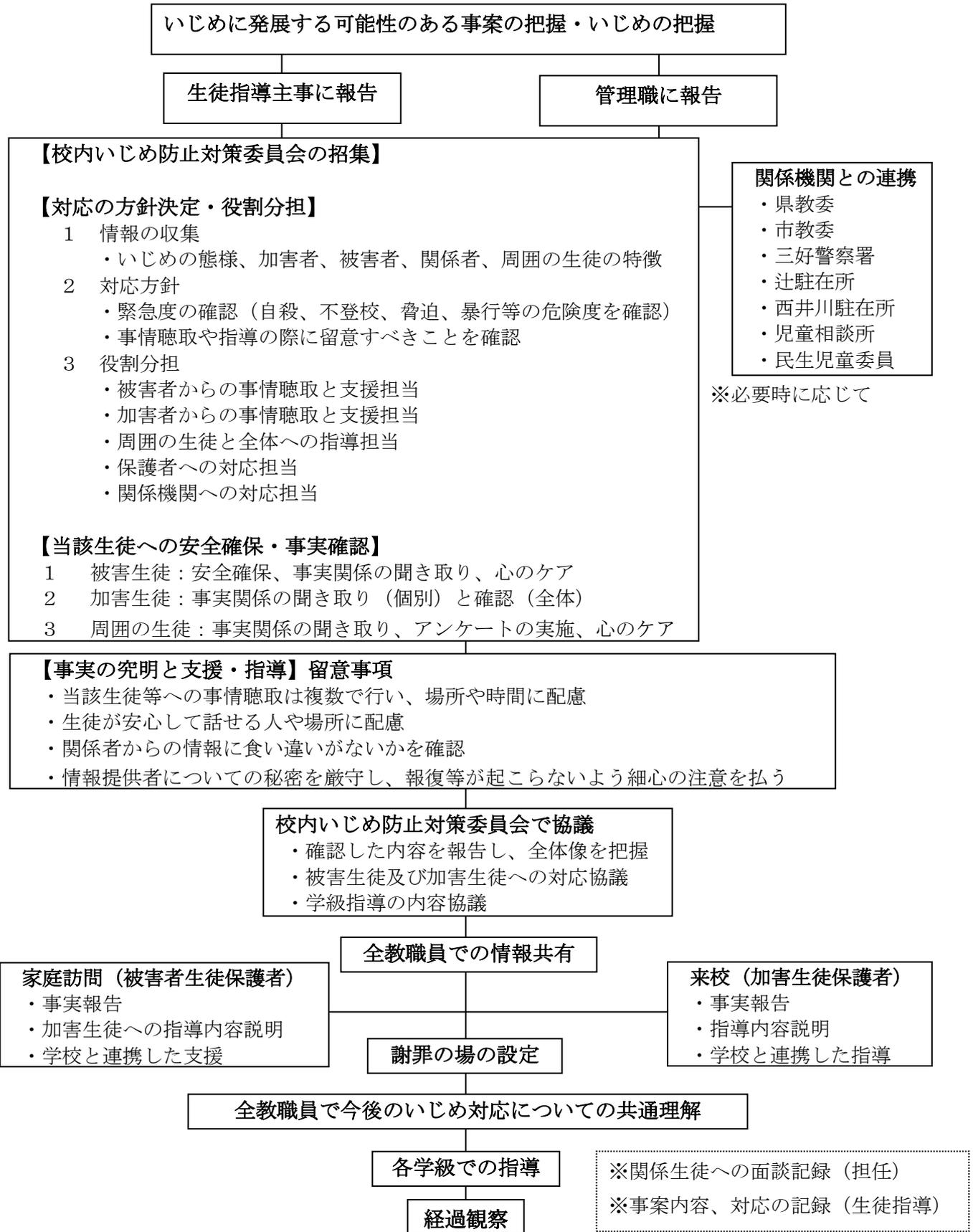
- 本方針は、学校のホームページへ掲載するなど、保護者や地域住民に積極的に周知するとともに、生徒に対しては、入学時や各年度の始期にその内容を十分に説明する。
- 本方針に基づく取り組みについて毎年度点検・評価を行い、見直しや改善を図る。

令和7年8月改訂

IX. 井川中学校いじめ防止年間計画

月	学校の取り組み
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒、保護者への相談窓口周知 ・環境調査カードより把握された家庭からの要望・配慮事項の集約 ・人権学習（集団づくり） ・家庭訪問（家庭での生活の把握） ・1年辻町探検
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・2年修学旅行 ・体育祭 ・Q-Uアンケート実施
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修（研究授業） ・人権意見発表会・人権講演会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・3年職場体験学習 ・スマホ・ネット安全教室 ・いじめについてのアンケート実施、分析、対策 ・「夏休みの過ごし方」作成、生徒・保護者への相談窓口周知 ・三者面談
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期始業に向け、気になる生徒への連絡、家庭訪問等
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・あすなる祭への取り組みと集団づくり ・1年林業体験
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修（研究授業）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修（研究授業） ・Q-Uアンケート（2回目）実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについてのアンケート実施、分析、対策
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「冬休みの過ごし方」作成、生徒・保護者への相談窓口周知 ・3学期始業に向け、気になる生徒への連絡、家庭訪問等 ・3年生を送る会に向けた取り組み（集団づくり） ・いじめについてのアンケート実施、分析、対策
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学活（1年間の振り返りと次年度に向けて）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「春休みの過ごし方」作成、生徒・保護者への相談窓口周知
日常の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○分かる授業の実践 ※ICT、ペア学習、グループ学習、異学年交流等の推進 ○月1回の生徒指導連絡会実施 ※問題行動、いじめ、不登校等の状況報告と取組みの確認 ○朝の学活における登校状況及び健康観察とそれらの記録 ※朝の時点での生徒の状況観察 ○校舎・教室の整備活動 ※落ち着いて生活ができる環境づくり ○生徒会によるあいさつ運動 ○学年だよりの発行と学校ホームページの更新

X. いじめ発生時における対応マニュアル



※主な流れは上記のとおりとするが、事案によっては柔軟に対応する

